

別紙 2

基本方針及び供給促進計画について

第 1 基本方針について（法第 4 条関係）

改正法により、国土交通大臣及び厚生労働大臣は基本方針を定めなければならないこととされた。

また、基本方針に定めるべき事項として、

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項
- ・ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項
- ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項
- ・ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項
- ・ 供給促進計画の作成に関する基本的な事項

等に加え、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る上で重要なこととして、

- ・ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な事項

が追加された。

これを踏まえ、法第 4 条第 1 項に基づき新たな基本方針を定めたので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、地域における総合的かつ包括的な居住支援体制の整備等を図る上で十分参照されたい。

第 2 供給促進計画について（法第 5 条、第 6 条及び第 71 条関係）

1 供給促進計画の作成及び変更について

都道府県及び市町村は、基本方針に基づき、都道府県賃貸住宅供給促進計画又は市町村賃貸住宅供給促進計画（以下「供給促進計画」という。）を作成することができる。

また、改正法により、供給促進計画に定めるべき事項として、

- ・ 区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- ・ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・ 計画期間

に加え、

- ・ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

が追加された。

供給促進計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する都道府県計画（住生活基本計画（都道府県計画））及び市町村住生活基本計画その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進と関連を有する計画と併せて作成することが考えられる。

現時点で供給促進計画を作成していない都道府県及び市町村においては、基本方針に基づき積極

的にこれを作成されたい。また、すでに供給促進計画を作成している都道府県及び市町村においては、基本方針に基づき、また、住生活基本法第 15 条第 1 項により国が定める住生活基本計画（全国計画）や社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）等に基づく福祉関係の計画の内容及び改正の見通し等も踏まえ、適切なタイミングで着実に見直しを行うようお願いする。

また、都道府県及び市町村は、供給促進計画において、住宅確保要配慮者の追加や、登録住宅及び認定住宅の一部の基準の強化又は緩和が可能であることから、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえ、これらの措置の必要性を十分検討し、必要に応じて供給促進計画に定める等適切に対応されたい。

上記のほか、供給促進計画の作成については、「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き」等も参照されたい。

2 居住支援法人による供給促進計画の作成等の提案について

法第 71 条により、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）は、その業務を行うために必要があると認めるときは、都道府県又は市町村に対し供給促進計画の作成又は変更をすることを提案することができ、この提案を受けた都道府県及び市町村は、供給促進計画の作成又は変更をするか否かについて遅滞なく当該居住支援法人に通知し、この場合において、供給促進計画の作成又は変更をしないこととするときはその理由を明らかにしなければならないこととされた。

この際、当該居住支援法人は当該提案に係る供給促進計画の素案を作成してこれを提示する必要があるが、当該素案はその内容が当該居住支援法人の業務とどのように関係があるか、素案のとおり供給促進計画を作成又は変更した場合にどのような効果が見込まれるか、素案のとおり作成又は変更しない場合に当該居住支援法人の業務を行う上でどのような問題があるか等について具体的に示すことが必要であることに留意されたい。

また、提案を受けた都道府県及び市町村は、その内容について十分検討した上で通知することが必要であることに留意されたい。

以 上